

令和6（2024）年度いばらき・とちぎ観光PR動画制作事業業務委託仕様書

本仕様書は、いばらき・とちぎ広域観光推進協議会（以下「甲」という。）が発注する令和6（2024）年度いばらき・とちぎ観光PR動画制作事業を受注する者（以下「乙」という。）の業務について必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和6（2024）年度いばらき・とちぎ観光PR動画制作事業

2 業務の目的

茨城空港の就航先である北海道、関西、福岡及び沖縄エリアから茨城県・栃木県への観光客誘致活動を実施するにあたり、両県の持つ観光資源を活用した観光PR動画を制作し、両県への旅行意欲を刺激し誘客につなげる。

3 委託料

726,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

4 委託期間

契約締結の日から令和6（2024）年7月31日（水）まで

5 委託業務概要

(1) 動画コンテンツ内容

ア 主たるターゲットを北海道、関西、福岡及び沖縄エリアに在住する男女とすること。

イ 「RADIO BERRYベリテンライブ2024Special」において、ステージ脇モニターでのCF放送で放映されることを考慮し、感覚的に見入ってしまい、印象に残ることが期待される動画コンテンツ（以下、「動画」という。）を制作すること。

ウ 視聴後に、茨城県及び栃木県への来訪意欲を喚起するものであること。

エ 自然・食・文化等の茨城県及び栃木県の特徴あるコンテンツから動画を構成すること。

オ 各就航先からの茨城空港へのアクセスを日本の中での地図で示すこと。

カ 動画タイトル等は、訴求する内容を的確に表現したタイトルデザインとし、制作した動画上への配置を行うこと。

キ 出演者、字幕及びナレーション等の利用については、最適な手法を提案し、甲と乙で協議の上で決定すること。

ク 動画の展開と音響とのリンクを意識すること。

ケ 動画制作に当たっては、茨城県及び栃木県で過去に制作した別紙「動画一覧」の動画の素材を活用し、制作すること。ただし、新規撮影等による映像素材の使用を妨げるものではない。

(2) 制作形式及び納入期限等

ア 動画の制作本数は1本以上とし、再生時間は15秒とするが、動画内容に応じた最適な本数を提案し、甲と乙で協議の上で決定すること。

イ 動画の納入期限は、令和6（2024）年7月31日（水）とする。

ウ 動画データの納入形式は、MP4とすること。

エ 制作する動画は、パソコン、タブレット及びスマートフォンからそれぞれ違和感なく視聴できるものとする。

オ 動画制作に当たり必要となる経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

カ 動画制作に当たり必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続き等は、乙自身で行うこと。

6 提出物及び提出期限

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

ア 企画提案の内容を基に、業務スキームを含めた委託業務全体のスケジュールについて盛り込んだ「業務企画書」（「業務計画書」及び「実施工程表」を含む。）

イ 総括責任者通知書

ウ その他甲が業務確認に必要と認める書類又は電子データ

(2) 業務完了後に提出するもの

ア 5で制作した動画コンテンツを収めたDVD-ROM 2枚又はHDD 2個

※リエディット可能なマスターデータは必須

令和6（2024）年7月31日（水）までに提出すること。

イ 業務完了報告書

紙媒体又は電子媒体にて令和6（2024）年7月31日（水）までに提出すること。

ウ 実績報告書

紙媒体又は電子媒体にて令和6（2024）年7月31日（水）までに提出すること。

エ その他甲が業務確認に必要と認める書類又は電子データ

7 留意事項

(1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行すること。

(2) 業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影及び動画配信の許可を得ること。

(3) 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権

利を含む。)は、完了検査をもって全て甲に移転すること。

- (4) 納品動画に関する著作権肖像権等の権利は甲に帰属するよう整理すること。
- (5) 乙は、甲が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (6) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (7) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、乙の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (8) 本業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (9) 業務実施のための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (10) 甲は、必要に応じ、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- (11) 各業務に係る撮影、編集、制作、報告等の一切の経費（交通費、宿泊費、車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て委託料に含むこと。
- (12) 業務の詳細について甲と乙で協議の上で決定し、進捗状況を綿密に甲に報告すること。
- (13) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲が承諾した場合はこの限りでない。
- (14) 乙は、本業務の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。なお、統括責任者は原則として変更できないものとする。
- (15) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは甲と乙で協議の上で定めることとする。
- (16) 本仕様書に定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。